

報道関係者各位

令和6年6月26日

市長の資産公開について

「政治倫理の確立のための舞鶴市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、下記のとおり公開します。

記

1. 報 告 書 関連会社等報告書
2. 閲覧開始日 令和6年6月28日（金）
3. 閲覧時間 土・日・祝日など閉庁日を除く毎日
午前8時30分から午後5時までの間
4. 場 所 舞鶴市役所 本館1階 市政情報コーナー

記事の取り扱いについて

令和6年6月28日（金） 午前8時30分以降の報道となるようお願いします。



SDGs 未来都市

舞鶴市政策推進部秘書課（担当：亀井、由里）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1040、FAX:0773-62-6973

E-mail:hisyo@city.maizuru.lg.jp

様式第4号(第7条関係)

令和6年4月25日

関 連 会 社 等 報 告 書

舞鶴市長 嶋田 秋津

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名
京都府土地改良事業団体連合会	京都市上京区出水通 油小路東入丁子風呂町 104番地の2	理事

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

市長の資産公開について

「政治倫理の確立のための舞鶴市長の資産等の公開に関する条例」（平成7年12月26日条例第28号）に基づき、報告書を作成し閲覧に供するもの。

1 資産等補充報告書

市長は、任期開始の日（令和5年2月18日）に有する資産等を報告した以後、新たに資産等を有することとなった時は、毎年、補充報告書を作成し（作成期限は4月30日）、6月30日から閲覧に供する。

※資産等の補充はなかったため、今回対象外。

2 所得等報告書

前年1年間（1月1日～12月31日）を通じて市長であった者は、前年の所得について、報告書を作成し（作成期限は4月30日）、6月30日から閲覧に供する。

※市長就任日は、令和5年2月18日であり、昨年は「前年1年間（1月1日～12月31日）を通じて市長であった者」にあたらないため、対象外。

3 関連会社等報告書

市長が4月1日現在、報酬を得て、会社その他の法人の役員、顧問になっている場合、その会社の名称等を記載した報告書を作成し（作成期限は4月30日）、6月30日から閲覧に供する。